（様式２－１）

**管理業務収支計画書**

（１）全体計画（５カ年の支出計画）

　　　　　　　 　　 単位：千円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
| 収入額 |  |  |  |  |  |
| 支出額 |  |  |  |  |  |

（２）単年度計画（指定期間に係る年度ごとに記載してください）

（令和　　年度分）

　ア収入

　単位：千円

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　　分 | 合　　　計 |
| 秋田県委託料 |  |
| 駐車場利用料金 |  |
| 収　　　入　 　計 |  |

イ支出

単位：千円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額 | 積算内訳 |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

※１　項目の欄には、人件費、光熱水費、消耗品費、通信運搬費等の項目を記載してください。

※２　積算内訳には、それぞれの項目ごとにその算定内訳を記載してください。

（３）経費節減に向けた取り組みについて記載して下さい。

|  |
| --- |
|  |

**管理業務収支計画書記載例**

（令和●年度分）

ア収入

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　　　分 | 合　　　計 |
| 秋田県委託料 | ○○○  ※　指定管理期間の予算総額（債務負担行為の設定限度額）の範囲内の額。  （例）委託料を均等に希望する場合  指定管理期間が５年間で指定期間の予算総額（債務負担行為の設定限度額）が30,000千円の場合は、6,000千円と記載。 |
|  |  |
| 収　　　入　 　計 |  |

　　　 　単位：千円

イ支出

　　　　　　 　　 単位：千円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金　額 | 積算内訳 |
| 1 人件費 | ○○○ | 管理・指導報酬 ○人×月給×12か月  　　〃 ○人×時間給×○ｈ×○日  社会保険料 給料 ×（153.5＋9.5）/1,000 |
| 2 維持管理事務費 | ○○○ | ＮＨＫ受信料　　　受信料(2ヶ月分)×6回  電気使用料 使用料×12か月  暖房用燃料　　 　灯油代＠○円/L×○L  ガス使用料　　　 使用料×12か月 |
| 3 通信運搬費 | ○○○ | 電話利用料　　　　　　　 基本料×12か月＋通話料×12か月  インターネット接続料　　 通信料×12か月  通信費（切手、送料など）　１式 |
| 4 維持管理事務費 | ○○○ | 消防設備保守点検　点検委託料１式  浄化槽保守点検　　点検委託料１式 |
| 5 環境整備費 | ○○○ | 芝刈り機（ｶﾞｿﾘﾝ代）燃料○L×○か月  芝刈り機（換え刃）換え刃×○枚 |
| 6 普及啓発費 | ○○○ | 定期自然観察会補助指導員謝金　謝金×○回/月×12か月  観察会講習会等諸費　経費×12か月  来館者工作用消耗品　経費×12か月 |
| 7 施設修繕費等 | ○○○ | 建物や標識看板等の軽微な修繕費　１式 |
| 計 | ○○○ |  |
| 消費税及び  地方消費税 | ○○○ |  |
| 合　　計 | ○○○ |  |

**管理業務収支計画書の作成にあたっての参考資料**

１　外部委託を実施しているもの

（１）除雪

　　※　令和３～４年度の除雪経費の実績平均は、１９５千円です。消費税及び地方消費税を含みます。令和５年度は積雪がなかったため実施していません。

２　毎年の小破修繕費用の予定額

　　小破修繕費用の予定額は、１００千円を予定しています。

　　小破修繕の取扱いについては、今後、基本協定書及び年度協定書で定めます。指定管理者は小破修繕に係る支払実績額と支払予定額との間に差が生じた場合は、県及び指定管理者の双方とも、相手方に精算を申し出ることができます。

　　なお、この額は、令和３年度～令和５年度までの修繕費の実績平均を参考としています。消費税及び地方消費税を含みます。

３　利用料金の基準額

　　秋田県自然公園施設条例に規定する駐車場の利用料金の基準額は１台４８０円（※）です。利用料金は４８０円を上限とし、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めます。承認にあたっては、業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであるかという視点で審査を行います。

　　令和７年度に承認している利用料金は、３００円（１回）及び３０００円（１１回）です。

　　※　本県では、秋田県自然公園施設条例に規定する玉川園地駐車場の使用料の額（４００円）の上限２割以内の額を基準額としています。

４　県の委託料

　　指定管理期間の予算総額（債務負担行為の設定限度額）は、10,500千円（５年間）です。

委託料を均等に希望する場合は、2,100千円となります。

５　その他

（１）キャッシュレス決済端末等の導入経費

　　　キャッシュレス決済端末を導入する場合の経費は、指定管理者の負担となります。玉川地区の携帯電話の使用は可能ですが、駐車場内の詳しい通信状況までは把握していません。

（２）電気の供給

駐車場には電気設備は設置されていないため、新たに電気設備を導入しようとする場合の経費については指定管理者の負担となります。駐車場の改修を伴う場合は、当課への協議と承認が必要です。

（３）県から指定管理者への無償貸し付けを行っている物品等

県が指定管理者に無償貸し付けを行っているものはありません

（４）玉川温泉歩道の開通時期

　　　歩道内の残雪により、例年５月中下旬の開放となっています。